福岡、昭46不12、昭47．9．28

命　　令　　書

申立人　　昭和タクシー労働組合

被申立人　　昭和タクシー株式会社

主　　文

被申立人は、Ａ１を原職に復帰させ、解雇から原職復帰に至るまでの間、同人の受けるべき諸給与相当額を支払わなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

申立人昭和タクシー労働組合（以下「申立人組合」又は「組合」という。）は、昭和タクシー株式会社の従業員によって昭和41年10月に結成された労働組合で、本件申立当時における組合員は33名であった。

被申立人昭和タクシー株式会社（以下「被申立人会社」という。）は、柳川市本町に所在し、昭和28年８月に設立されたタクシー会社で、同じく申立時における従業員は約40名であった。

２　申立人組合の全自交加盟およびＡ１の組合活動について

組合は、全国自動車交通労働組合連合会福岡地方連合会（以下「全自交」と略称する。）へ、組合員20名をもって昭和46年２月９日に加盟届を提出し、翌日この旨を被申立人会社へ文書をもって通知している。

これより先、Ａ１は、昭和45年10月の組合定期大会で、申立人組合の組合長に選出された。その後、主として次の組合活動が認められる。

⑴　柳川市および同市に近接する大川市等に所在する他のタクシー会社の労働組合で、全自交等の上部団体へ加盟しているものが、数例みられたこともあって、Ａ１は、被申立人会社との団体交渉を有利に進め、労働条件の向上をはかるために、上部団体への加盟の必要性について一般組合員に対する教宣を率先して行い、昭和46年２月３日の申立人組合の臨時大会では、全自交への加盟についての提案をなし、同日に加盟の決定をみている。

⑵　申立人組合員であるＡ２運転手が、昭和46年３月頃に勤務成績の不良を理由として、通常の勤務から連日深夜にわたり勤務する特別勤務に替えられようとしたので、Ａ１が被申立人会社のＢ１社長に交渉したところ、Ａ２組合員は従来の勤務体制を変更されずに済んだ。

⑶　被申立人会社の仮眠室が狭隘であったので、Ａ１は全自交へその旨を伝えて、監督官庁への問合せを依頼していたところ、昭和46年５月頃労働基準監督官による被申立人会社への指摘がなされ、その直後に仮眠室は広くなり改善されるに至った。その際、Ａ１はＢ１社長に呼ばれ、仮眠室の件で当局に通報する以前に、社長へ直接に要望を申し出るべきであったと注意をうけている。

⑷　その他、昭和45年の年末一時金等組合員の共通の要求事項や、個々の組合員が被申立人会社へ直接には要求し得ない日常的な事柄につき、Ａ１は組合を代表して被申立人会社と種々折衝に努めている点がうかゞわれる。

３　Ａ１の解雇について

Ａ１は、昭和43年８月26日に被申立人会社へ入社し運転手として勤務していたが、後記解雇以前に勤務に関連して処分や警告をうけたことはないが、申立人組合長に就任する以前に交通事故を起し、Ｂ１社長から口頭で注意をうけている。他面、運収は従業員中では平均以上をあげ、出勤状況も良好であったことが認められる。

Ａ１は、昭和46年６月18日に素戻り料金（客が車を呼んで解約する場合に支払うもの

でメーターには表われない料金で、運輸約款上の正式名称は違約料金）を不正に着服したとの理由で、同年６月23日に口頭により、ついで同月25日に文書をもって被申立人会社から解雇を通告されている。

６月18日のＡ１の素戻り料金受け取り前後の状況は、次のとおりである。

Ａ１は、担当車が18日午前０時50分より前に柳川市蒲池で空車となり、本社からの無線での指示により、同市上町の与田下駄屋前まで車を走らせたところ、同所に若い男が待っており、車は不用になったからと告げ、市内での場合の素戻り料金100円をＡ１に手渡した。その直後に１人の女性の客が、車のドアーに接近して待機の状態にあったので、Ａ１は、その客をそのまゝ乗車させ、同市車町まで運送して後、本社へ無線連絡をとると、本社へ直行せよとの指示があり、それに従い帰社し、更に本社から市外の山門郡三橋町高畑へ客を運送した。

ところが、Ａ１は、運転日報（被申立人会社での正式名称は乗務記録簿、以下「日報」という。）の記入にあたり、前記３回の実車、即ち、柳川市内から同市蒲池まで客を乗せたもの、次に柳川市上町の与田下駄屋前から同市京町まで女性の客を乗せたものと、加えて本社から高畑まで客を運んだものを３回分をまとめて日報に記入した。その際、与田下駄屋前で受領した素戻り料金については、日報への記入をなしていない。このことに関連して、Ａ１はＢ２営業部長（被申立人会社内では、いわば支配人格として処遇されており、組合の呼称に従い以下「Ｂ２営業部長」という。）から６月23日午后４時頃会社事務所に呼ばれて、「素戻り料があったことはなかったか。」と聞かれ、そこで、Ａ１は、用意された日報を見ているうちに、つけ忘れを思い出したとして、その旨を告げたのに対し、同営業部長は、そのような不正をされる者は社長としても辞めてもらうだろうという趣旨を述べた。Ａ１は、23日夜８時以降に再びＢ２営業部長に呼ばれ、不正着服だから解雇するとの社長命令を伝えられた。しかし、Ａ１は、それに承服の態度を示さず、翌24日Ｂ１社長に会って一言詫びたうえ、前日Ｂ２営業部長に対して抗議したと同じく、熱心に仕事をして偶然に忘れたものを何故に着服と言われるかとして反論しているが、こゝでも重ねて解雇を通告されている。その際、Ａ１は素戻り料金に相当

する100円を社長の机上に返した。

なお、６月18日におけるＡ１の素戻り料金受領行為に関して、被申立人会社として知るに至った経緯として次のごとく述べている。

Ｂ１社長の長男で被申立人会社従業員でもあるＣ１は、前記与田下駄屋から約30メートルという距離に存在している麻雀店を経営している親しい友人のＣ２の店へ６月20日頃遊びに行った際、Ｃ１が「うちはストをするようだ。」と言ったところ、Ｃ２は「お前、いつも呼びよる店から100円とりよってストをさせることが要ろうか。」と述べた。そこで追及して聞くうち、Ｃ２が、Ｃ３という友人に素戻り料金100円を持たせて、与田下駄屋前で６月18日午前０時すぎ昭和タクシーの運転手に支払っていることが判明し、Ｃ１は、被申立人会社の配車係をしている弟のＣ４にそのことを話したので、Ｃ４は18日の日報を調べたところ、同日の当直車輛４台のうち該当するものはＡ１の担当車であり、しかも日報には素戻り料金の記載がなされていなかったので、その旨を同人はＢ１社長に報告したとのことである。

つぎに、被申立人会社における車輛運行中の金銭管理および水揚金の精算事務の取扱状況をみる。被申立人会社の車輛には、車内に金銭を保管する設備は設けられておらず、釣銭もすべて運転手が運行前に用意し、Ａ１の場合も、釣銭は予め私有の小銭入れとポケットに準備しているのが通常の状態であった。

また、運収については、各運転手は、日報と共に被申立人会社への納金を一旦終えるが、被申立人会社では、その後に改めて事務員が納金された運収と、それに対応すべきメーター指数（客を乗せ走行する際に、料金が上がる毎にその回数がメーターに記録されることによってあらわされるもの。）の検査によりはじき出された金額とを比較し、そのくい違いが認められると、後者の金額を基にして、納入された運収の過不足を計算し、各運転手へ不足金の請求等がなされている。その結果として、時折、日報のつけ忘れが発見されているが、素戻り料金については、メーターに表示されない料金であるため、運転手が日報に記入しない以上は、被申立人会社としては把握し得ないものである。

被申立人会社においては、日報の取扱に関して、指示により各運転手は乗客を運送す

る各回毎に、日報を記入する建前であることが認められる。

なお、日報の記入もれについては、従来とも殊更に何等かの処分をうけた事例は存しないが、いわゆる料金の不正領得及びその類似行為に関して、被申立人会社で昭和45年から昭和46年にかけて処分されたものが２件あり、うち１件は僅少額であるが、いずれも解雇又は退職させられている。

第２　判断および法律上の根拠

申立人組合は、本件の解雇は、被申立人会社が殊更に「オトリ」を使って素戻り料金を支払わせ、その日報記入もれを誘発して、解雇に至るように事を仕組んだものであると主張する。

なるほど、素戻り料金を支払ったＣ２は、被申立人会社の社長Ｂ１の長男で会社従業員であるＣ１とは、大変親しい友人であること、そのＣ２が、自分の経営するマージャン店の前に自動車を呼び寄せることなく、わざわざ同所より数十メーター離れた与田下駄屋の前に呼び寄せ、しかもＡ１が被申立人会社の無線連絡によって、その与田下駄屋の前に赴いた時、そこに素戻り料金の支払をする準備をして待っていたのは、Ｃ２ではなく、運転手らとは顔見知りではないＣ３という者であったことなどは、考えようによっては、その素戻り料金を支払うものが、被申立人会社と特殊の関係にある人であることを、自動車運転手に気付かせないための仕組みではなかったかとも疑われ、また、素戻り料金を受取るや否や、同所で他の客がその自動車に乗り込んで来たことは、素戻り料金を被申立人会社に引継がなくとも事の発覚にいたらないのではないかという邪心を起こし易くするもので、しかも、やゝ事の経過に不自然なところも感ぜられることなどから考えると、被申立人会社が、このような事を仕組んで、Ａ１がこの素戻り料金を被申立人会社に引継ぐかどうかを試してみたのではないかという疑を抱かせる要素を含んでいるとも言える。

しかし、とは言っても、叙上のような経緯はすべて偶然にも起り得る可能性が充分にあり得るので、これらの経緯から、たゞちに被申立人会社側の悪意を推断することは、余りにも早計に過ぎるものと考えられ、他にこの点を確認するに足る証拠は見当たらな

い。よって、申立人組合のこの点の主張は採用できない。

申立人組合は、この素戻り料金の受領をＡ１が日報に記載せず、被申立人会社に引継がなかったことは、次ぎ次ぎにあった乗客の輸送に気をとられ、日報を記載する暇がなかったので、蒲池行の分以降三件分を最後に一括して記載し、その際、素戻り料金の日報記入を失念して記載もれとなし、その結果、被申立人会社にその金員を引継がなかったものであって、悪意に出たものではなかったと主張する。

日報は、事の発生する都度、順次に記載すべきものであるから、いかに次ぎ次ぎに客があったとしても、これを一括記載するのに失念して記載もれを来たしたという言い分は、順当なものとは考え難い。殊に本件のように素戻り料金を受取ったとたんに同じ場所で他の客を乗車させたような場合には素戻り料金の授受はメーターにも現われず、これを被申立人会社で把握することはむずかしいので、あるいは悪意にもとづく不正領得ではなかったかとの疑問が当然に強く出てくる。

しかしながら、運転手の勤務の実際の場合においては、そのような場合、数件の客輸送をまとめて日報に記載することも、その当否は別として必ずしもあり得ないことではなさそうであるし、殊に、運転手個人の所持金を、勤務の出発にあたって持たせないというような運営方針が、当社においてはかねてとられておらず、したがって、運転手は勤務の出発にあたって、若干の釣銭を自分の私金で用意するという実情が認められるので、これ等の点から考えると、他に反証のない本件においては、Ａ１が素戻り料金を失念により、悪意なくして、日報に記載することを逸し、ために、その金員を被申立人会社に引継ぐことを失念したものと認定しなければならない。

もちろん、たとえ失念によったとはいえ、素戻り料金の日報記載を怠り、この金員を被申立人会社に引継がなかったのは、本件のような業態の場合には、必ずしも被申立人会社としてこれを等閑視し得ないであろう。しかしながら、悪意による料金不正領得の場合と異なり、本件のごとく失念による場合は事情がいちじるしく軽微にあたるのであるから、たゞちにこれをもって懲戒解雇という最も重い処分にすることは、行き過ぎであると考えられる。

被申立人会社が、前記認定せる事実の項で記載したようなＡ１の組合活動を、必ずしも心よく思っていなかったことは充分にうかゞわれるので、結局、被申立人会社が、本件のような苛酷な解雇処分に付したのは、Ａ１の組合活動を嫌悪したが為のものであると認めねばならない。

よって、本件Ａ１の解雇は、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為と認められ、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

昭和47年９月28日

福岡県地方労働委員会

会長　副　島　次　郎